

社会福祉法人設立の概要

令和6年7月

大 和 市

健康福祉部健康福祉総務課

I 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」という。）の定めるところにより設立された法人です。社会福祉事業とは、法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業であり、この社会福祉事業を行うことを目的としないものは社会福祉法人となることはできません。

II 社会福祉法人の行う事業

（1） 社会福祉事業とは

社会福祉事業は、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に分類されています。第一種社会福祉事業は、原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人でなければ経営できません。

また、第二種社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、これに伴う弊害のおそれが比較的少ないため、その経営主体については制限がありません。

なお、社会福祉事業が法人の実施する事業のうち主たる地位を占めるものでなければいけません。

また、社会福祉法人は、法第2条で規定されている社会福祉事業以外の事業のみでの社会福祉法人の設立はできませんのでご注意ください。

＜第一種社会福祉事業＞

1 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業
(a) 救護施設 (b) 更生施設 (c) 医療保護施設 (d) 授産施設 (e) 宿所提供施設
2 生計困難者に対して助葬を行う事業
3 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
(a) 乳児院 (b) 母子生活支援施設 (c) 児童養護施設 (d) 障害児入所施設 (e) 児童心理治療施設 (f) 児童自立支援施設

4 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
(a) 養護老人ホーム (b) 特別養護老人ホーム (c) 軽費老人ホーム
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害者支援施設を経営する事業
6 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性自立支援施設を経営する事業
7 授産施設を経営する事業
8 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

＜第二種社会福祉事業＞

1 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
(a) 生活必需品等を与える事業 (b) 生活に関する相談に応ずる事業
2 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
3 児童福祉法に規定する以下の事業
(a) 障害児通所支援事業 (b) 障害児相談支援事業 (c) 児童自立生活援助事業 (d) 放課後児童健全育成事業 (e) 子育て短期支援事業 (f) 乳児家庭全戸訪問事業 (g) 養育支援訪問事業 (h) 地域子育て支援拠点事業 (i) 一時預かり事業 (j) 小規模住居型児童養育事業 (k) 小規模保育事業 (l) 病児保育事業 (m) 子育て援助活動支援事業 (n) 親子再統合支援事業 (o) 社会的養護自立支援拠点事業 (p) 意見表明等支援事業 (q) 妊産婦等生活援助事業 (r) 子育て世帯訪問支援事業 (s) 児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業

4	児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
	(a) 助産施設 (b) 保育所 (c) 児童厚生施設 (d) 児童家庭支援センター又は里親支援センター
5	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
6	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業
7	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に規定する養子縁組あっせん事業
8	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する以下の事業
	(a) 母子家庭日常生活支援事業 (b) 父子家庭日常生活支援事業 (c) 寡婦日常生活支援事業
9	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する次の母子・父子福祉施設を経営する事業
	(a) 母子・父子福祉センター (b) 母子・父子休養ホーム
10	老人福祉法に規定する以下の事業
	(a) 老人居宅介護等事業 (b) 老人デイサービス事業 (c) 老人短期入所事業 (d) 小規模多機能型居宅介護事業 (e) 認知症対応型老人共同生活援助事業 (f) 複合型サービス福祉事業
11	老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
	(a) 老人デイサービスセンター (b) 老人短期入所施設 (c) 老人福祉センター (d) 老人介護支援センター
12	障害者総合支援法に規定する以下の事業
	(a) 障害福祉サービス事業 (b) 一般相談支援事業 (c) 特定相談支援事業 (d) 移動支援事業

1 3 障害者総合支援法に規定する以下の施設を経営する事業
(a) 地域活動支援センター
(b) 福祉ホーム

1 4 身体障害者福祉法に規定する以下の事業
(a) 身体障害者生活訓練等事業
(b) 手話通訳事業
(c) 介助犬訓練事業
(d) 聴導犬訓練事業

1 5 身体障害者福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
(a) 身体障害者福祉センター
(b) 補装具製作施設
(c) 盲導犬訓練施設
(d) 視聴覚障害者情報提供施設

1 6 身体障害者の更生相談に応ずる事業

1 7 知的障害者の更生相談に応ずる事業

1 8 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
(a) 簡易住宅を貸し付ける事業
(b) 宿泊所等を利用させる事業

1 9 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

2 0 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

2 1 隣保事業

2 2 福祉サービス利用援助事業

2 3 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

(2) 社会福祉事業に含まれない事業

次に掲げるものは、上記の社会福祉事業と同じ内容の場合等であっても、社会福祉事業として取り扱わないこととなっています。

(i) 更生保護事業法に規定する更生保護事業

(ii) 実施期間が6月（連絡助成事業にあつては3月）を超えない事業

(iii) 社団又は組合が行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

(iv) 法第2条第2項各号の事業及び同条第3項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が入所させて保護を行うものにあつては5人、その他の者にあつては20人（政令で定めるものにあつては10人）に満たないもの

(v) 社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

(3) 公益事業及び収益事業

社会福祉法人がその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます。

なお、公益事業及び収益事業は、「社会福祉事業に対して従たる地位にある」ことが前提であるため、年間事業費で社会福祉事業の額を超える事業運営はできません。

(i) 公益事業

社会福祉法人が行う公益事業についての基本的な考え方は以下のとおりであり、次に掲げるものが公益事業とされています（ただし社会福祉事業に該当するものを除く。）

① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。

② 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。

ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業

イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業

ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業

エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業

オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業

カ 子育て支援に関する事業

キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業

ク ボランティアの育成に関する事業

ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）

コ 社会福祉に関する調査研究等

サ 有料老人ホームを経営する事業

③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

④ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。

⑤ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

⑥ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

(ii) 収益事業

社会福祉法人が行うことができる収益事業については、次のようなものでなければならないとされており、下記の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものとされて

います。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であることとされています。

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（法施行令第 13 条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下③も同様。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第 2 条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第 6 条第 1 項各号に掲げる事業については、③は適用されないものであること。

ただし、次のそれぞれの場合は、上記要件に該当しないため収益事業として認められないとされています。

1 「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」には該当しない事業
(i) 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合 (例) 会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等 (ii) たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合 (iii) 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合
2 「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるため、法人は行うことができないとされている事業
(i) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）にいう風俗営業及び風俗関連営業 (ii) 高利な融資事業 (iii) 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業
3 「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があるため、適当ではないとされている事業

- (i) 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- (ii) 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

Ⅲ 法人の組織運営

法人の運営に当たっては、評議員、理事、監事を選出し評議員会及び理事会を開催し、法人の意思決定、業務執行、監督に係る権限・責任を分担します。

就任予定者から履歴書や就任承諾書、誓約書（法第40条、44条関係に定める欠格事項や特殊関係に該当しないこと、反社会的勢力の者に該当しないこと）を徴するとともに、就任予定者の中に、法で定める役員等の要件を満たしている者が含まれていることを確認してください。

なお、評議員、理事、監事と社会福祉法人は委任の関係になります。

(1) 評議員会及び評議員会

評議員会は、重要事項を決定する権限を持ち、理事等を牽制監督する役割を有する議決機関として、法により設置が定められているものです。

定時評議員会を毎年6月までに開催し、計算書類及び財産目録の承認を行うほか、定款を変更する場合などは、必要により開催します。

(i) 評議員の定数

評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える必要があります。理事が最小限の定数である6名の場合、評議員は7名以上必要となります。

(ii) 評議員の選任及び解任方法

一般的には、外部委員、監事、法人の職員で構成する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において、外部委員1人以上の出席と承認を必要とする決議により、選任及び解任を行います。上記の事項は定款で定めなければなりません。理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていますのでご注意ください。

また、評議員候補者から事前に履歴書及び誓約書（欠格事由や反社会勢力の者でないこと、評議員又は役員の中に特殊関係に当たる者がいないこと）を提出いただき、委員会の開催前に、理事会において、評議員候補者の推薦と委員会の開催について決議する必要があります。

(iii) 評議員の任期

評議員の選任後、4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。なお、定款に定めることにより、6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとすることもできます。

(iv) 評議員の資格要件

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任します。

(v) 評議員の欠格事項

次の者は、評議員となることはできません。

① 法で定める欠格事由に該当する者

ア 法人

イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

カ 法人の理事、監事（以下「役員」という。）及び職員

② 各評議員又は各役員と特殊の関係にある者

ア 配偶者

イ 三親等以内の親族

ウ 厚生労働省令で定める者

(a) 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(b) 当該評議員又は役員の使用人

(c) 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(d) (b)又は(c)の配偶者

(e) (a)～(c)の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(f) 当該評議員又は（申請法人の）役員が、役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体<A>の役員^(※)、業務を執行する社員又は職員

（注）同一の団体<A>の役員等が、当該申請法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。

※役員＝取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人

(g) 他の社会福祉法人<B法人>の役員又は職員

（注）当該他の社会福祉法人<B法人>の評議員となっている申請法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人<B法人>の評議員の総数の半数を超える場合に限る。

(h) 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）

- ・ 国の機関
- ・ 地方公共団体
- ・ 独立行政法人
- ・ 特殊法人 等

（注）同一団体の職員が、申請法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。

- ③ 暴力団員等の反社会的勢力の者
- ④ 関係行政庁の職員
- ⑤ 実際に法人運営に参加できない（会議に出席できない）者を名目的に選任すること
- ⑥ 市町村長等の特定の公職にある者を慣例的に選任すること

（vi） 評議員会の権限

評議員会は、法で規定する事項及び定款で定めた事項を決議します。決議事項の例として、次のものが挙げられます。

- ・ 理事及び監事の選任及び解任
- ・ 理事及び監事の報酬の額の決定
- ・ 理事及び監事の報酬等の支給基準の決定
- ・ 計算書類及び財産目録の承認
- ・ 定款の変更
- ・ 解散時の残余財産の処分
- ・ 基本財産の処分
- ・ 社会福祉充実計画の承認
- ・ その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定めた事項

※評議員会の決議には、特別の利害関係を有する評議員が加わることはできません。

（vii） 評議員会の招集

評議員会を開催する場合は、理事会の決議により、次に掲げる事項を定め、評議員会の開催日の1週間（中7日）前までに、評議員に招集通知と関連資料を送付する必要があります。

- ・ 評議員会の開催日時、場所
- ・ 評議員会の開催目的である事項（議題）
- ・ 議案の概要

なお、緊急に評議員会を開催する場合は、評議員全員の同意による「招集手続きの省略」により、招集日から1週間以内でも評議員会を開催することができます。

また、議題、議案の概要について、評議員全員の同意（反対する者がいない）がある場合は、「決議の省略」により評議員会の決議があったとみなされます。

（2） 理事及び理事会

理事会は、全ての理事で組織する機関で、事業計画及び事業予算（毎年3月）、事業報告及び決算の議決（毎年5～6月）のほか、法人の諸規定の整備、契約締結などの法人の業務執行の決定及び職務執行の監督を行う機関です。

また理事は、外部に向かって法人を代表する役員であることから、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることが必要です。

(i) 理事の定数

理事の定数は6名以上です。

(ii) 理事の選任及び解任方法

理事会で候補者の選任議案を決議後、評議員会で出席評議員の過半数の賛成により決議します。

理事候補者から事前に履歴書及び誓約書（欠格事由や反社会勢力の者でないこと、理事の中に特殊関係に当たる者がいないこと）を提出いただき、理事会と評議員会で審査する必要があります。

なお、理事選任の議決は、候補者一括ではなく、1名ずつ議決し、議決結果を議事録に記載します。また、解任（理事が辞任届を出す場合を除く）する場合は、評議員会で出席評議員の過半数の賛成が必要です。

(iii) 理事の資格要件

理事のうちには、次に掲げる者がそれぞれ1名以上含まれなければなりません。

① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

(例)

- ・社会福祉に関する教育を行う者
- ・社会福祉に関する研究を行う者
- ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ・公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

② 社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

(例)

- ・社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の職員
- ・民生委員、児童委員
- ・社会福祉施設に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- ・医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ・自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他の参画により施設運営や在宅福祉の円滑な遂行が期待できる者

③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

また、理事総数の2分の1以上は、県内に住所を有し、かつ1名以上は大和市に住所を有することが必要です。（大和市基準）

(iv) 理事長の職務、権限等

理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します。具体

的には、理事会で決定した事項を執行するほか、社会福祉法第45条の13第4項に掲げる事項以外の理事会から委任された範囲内で自ら意思決定を行い、執行します。また、対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有します。

理事長は、3か月に1回以上（定款で定めた場合、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。

(v) 次の者は、理事となることはできません。

① 法で定める欠格事由に該当する者
欠格事由は、次のとおりです。
ア 法人
イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員
カ 法人の理事、監事（以下「役員」という。）及び職員

② 各理事と特殊の関係にある者
理事には、理事本人を含め、各理事と特殊の関係にある者が理事総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。ただし、特殊の関係にある者の上限は3人です。
特殊の関係にある者の範囲は、次のとおりです。
ア 配偶者
イ 三親等以内の親族
ウ 厚生労働省令で定める者
(a) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(b) 当該理事の使用人
(c) 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
(d) (b)又は(c)の配偶者
(e) (a)～(c)の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
(f) 当該理事が、役員 [※] 若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体<A>の役員 [※] 、業務を執行する社員又は職員
(注) 同一の団体<A>の役員等が、申請法人の理事総数の3分の1を超える場合に限る。
※役員＝取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人
(g) 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）
・ 国の機関
・ 地方公共団体

- ・ 独立行政法人
- ・ 特殊法人 等

(注) 同一団体の職員が、申請法人の理事総数の3分の1を超える場合に限る。

- ③ 暴力団員等の反社会的勢力の者
- ④ 関係行政庁の職員
- ⑤ 実際に法人運営に参加できない（会議に出席できない）者を名目的に選任すること
- ⑥ 市町村長等の特定の公職にある者を慣例的に選任すること

(vi) 理事の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。

(vii) 理事会の職務

理事会は、法で規定する事項及び定款で定めた事項を決定します。例として、次のものが挙げられます。

- ・ 社会福祉法人の業務執行の決定
- ・ 理事の職務執行の監督
- ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- ・ 評議員会の開催日時及び場所並びに議題・議案の決定
- ・ 重要な役割を担う職員（施設長など）の選任及び解任
- ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
- ・ 競業及び利益相反取引の承認
- ・ 計算書類及び事業報告等の承認
- ・ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めのある場合に限る。）
- ・ 重要な財産の処分及び譲受、多額の借財、その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）
- ・ その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定めた事項

※理事の決議には、特別の利害関係を有する理事が加わることはできません。

(viii) 理事会の招集

理事会を開催する場合は、理事会の開催日の1週間（中7日）前までに、理事及び監事に招集通知と関連資料を送付する必要があります。

なお、緊急に理事会を開催する場合は、理事及び監事全員の同意による「招集手続きの省略」により、招集日から1週間以内でも評議員会を開催することができます。

また、議題、議案の概要について、理事全員の同意（反対する者がいない）がある場合は、「決議の省略」により理事会の決議があったとみなされます。

(3) 監事

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は当該法人の業務及び財産の状況を調査することができ、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っています。

(i) 監事の定数

監事の定数は2名以上です。

(ii) 監事の選任及び解任方法

理事会で候補者の選任議案を議決後、評議員会で出席評議員の過半数の賛成により決議します。

監事候補者から事前に履歴書及び誓約書（欠格事由や反社会勢力の者でないこと、役員の中に特殊関係に当たる者がいないこと）を提出いただき、理事会と評議員会で審査する必要があります。

なお、監事は理事の職務の執行を監査する立場にあることから、その独立性を確保するために、監事の過半数（監事が2人の場合は全員）の同意を得ていなければ、評議員会に監事の選任議案を提出することができません。

評議員会での議決は、候補者一括ではなく、1名ずつ議決し、議決結果を議事録に記載します。また、解任（監事が自主的に辞任する場合や任期満了の場合を除く）する場合も評議員会で決議しますが、出席評議員ではなく、現任している評議員の3分の2以上の賛成が必要です。

(iii) 監事の資格要件

監事には、次に掲げる者がそれぞれ1名以上含まれなければなりません。

① 社会福祉事業について識見を有する者

(例)

- ・社会福祉に関する教育を行う者
- ・社会福祉に関する研究を行う者
- ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

② 財務管理について識見を有する者

(例)

- ・公認会計士、税理士、又は社会福祉法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験がある等、法人経営に専門的知見を有する者

また、監事のうち1名以上は、神奈川県に住所を有する必要があります。（大和市基準）

(iv) 監事の兼職禁止

監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができません。

(v) 次の者は、監事となることはできません。

① 法で定める欠格事由に該当する者

欠格事由は、次のとおりです。

ア 法人

イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

カ 法人の理事、監事（以下「役員」という。）及び職員

② 各評議員又は各役員と特殊の関係にある者

ア 配偶者

イ 三親等以内の親族

ウ 厚生労働省令で定める者

(a) 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(b) 当該評議員又は役員の使用人

(c) 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(d) (b)又は(c)の配偶者

(e) (a)～(c)の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(f) 当該理事が、役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体<A>の役員^(※)、業務を執行する社員又は職員

(g) 当該監事が、役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体<A>の役員^(※)、業務を執行する社員又は職員

（注）同一の団体<A>の役員等が、当該申請法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。

※役員＝取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人

(h) 他の社会福祉法人<B法人>の理事又は職員

（注）当該他の社会福祉法人<B法人>の評議員となっている申請法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人<B法人>の評議員の総数の半数を超える場合に限る。

(i) 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）

- ・ 国の機関
- ・ 地方公共団体
- ・ 独立行政法人
- ・ 特殊法人 等

(注) 同一団体の職員が、申請法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。

- ③ 暴力団員等の反社会的勢力の者
- ④ 関係行政庁の職員
- ⑤ 実際に法人運営に参加できない（会議に出席できない）者を名目的に選任すること
- ⑥ 市町村長等の特定の公職にある者を慣例的に選任すること

(vi) 監事の任期

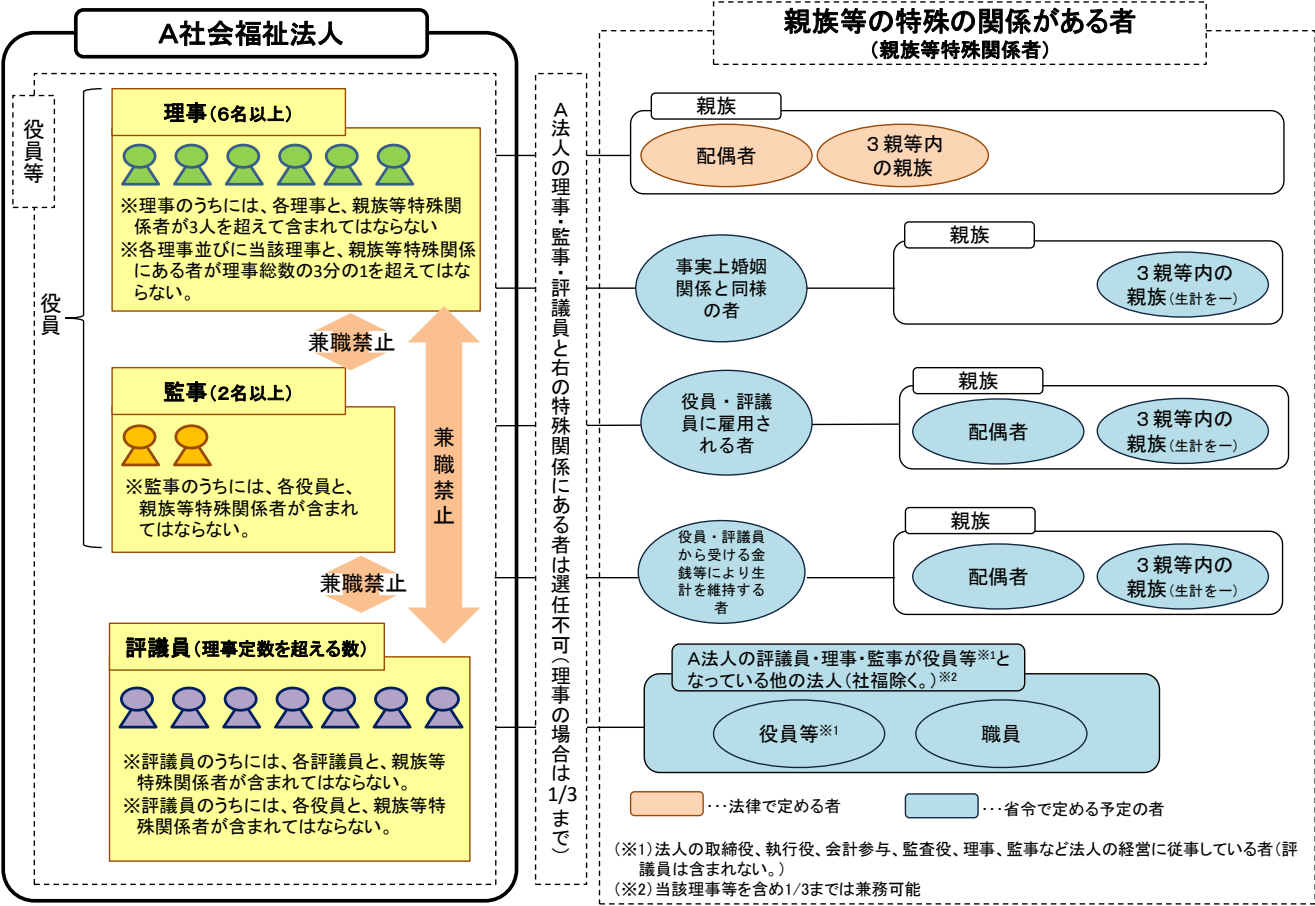
監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。

(4) 会計監査人

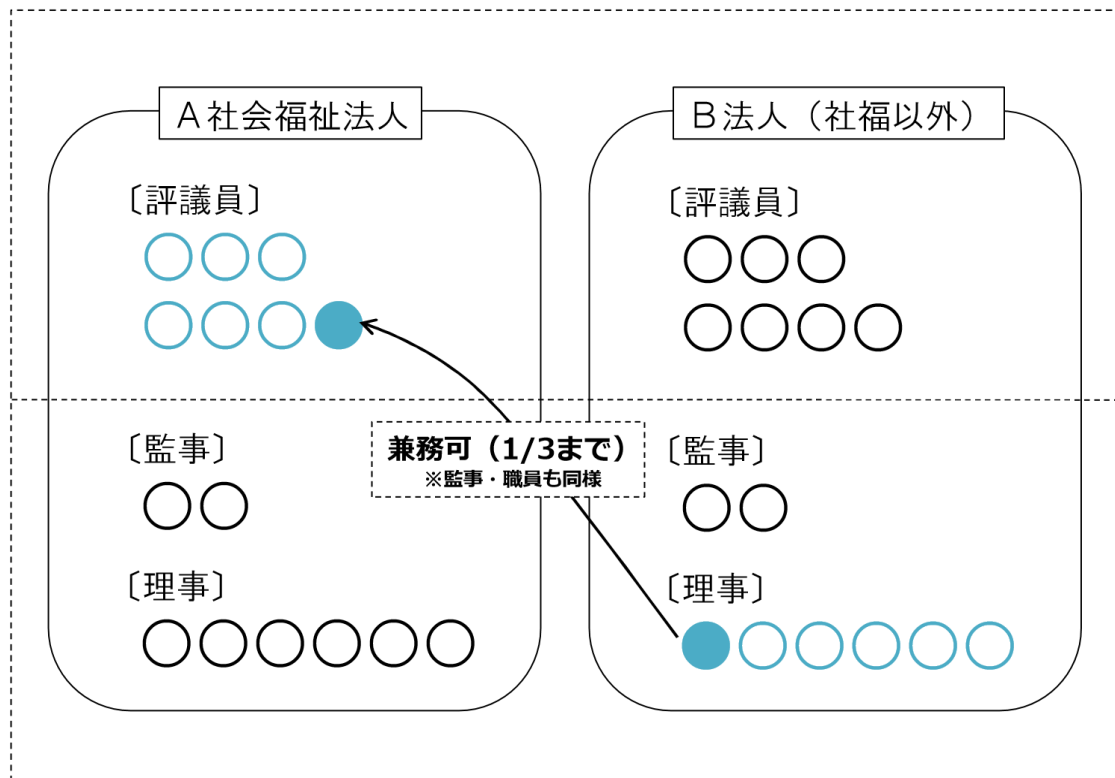
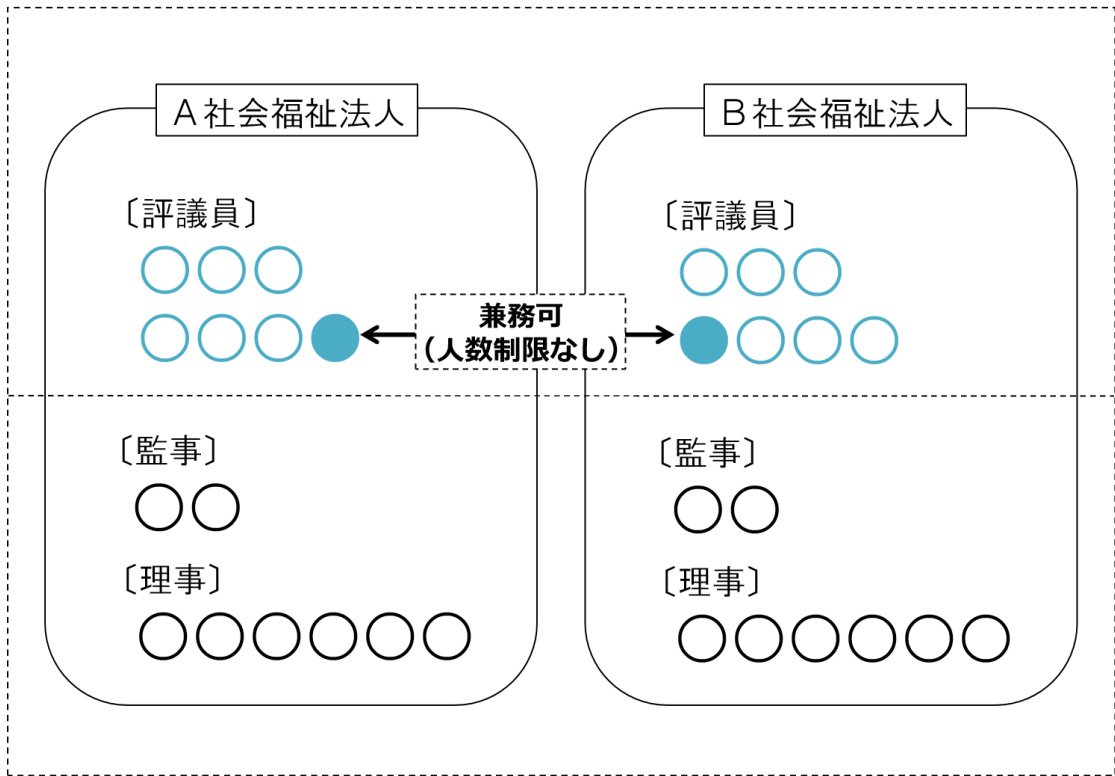
前年度の決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人は、会計監査人（公認会計士又は監査法人）の設置が義務付けられています。

注釈

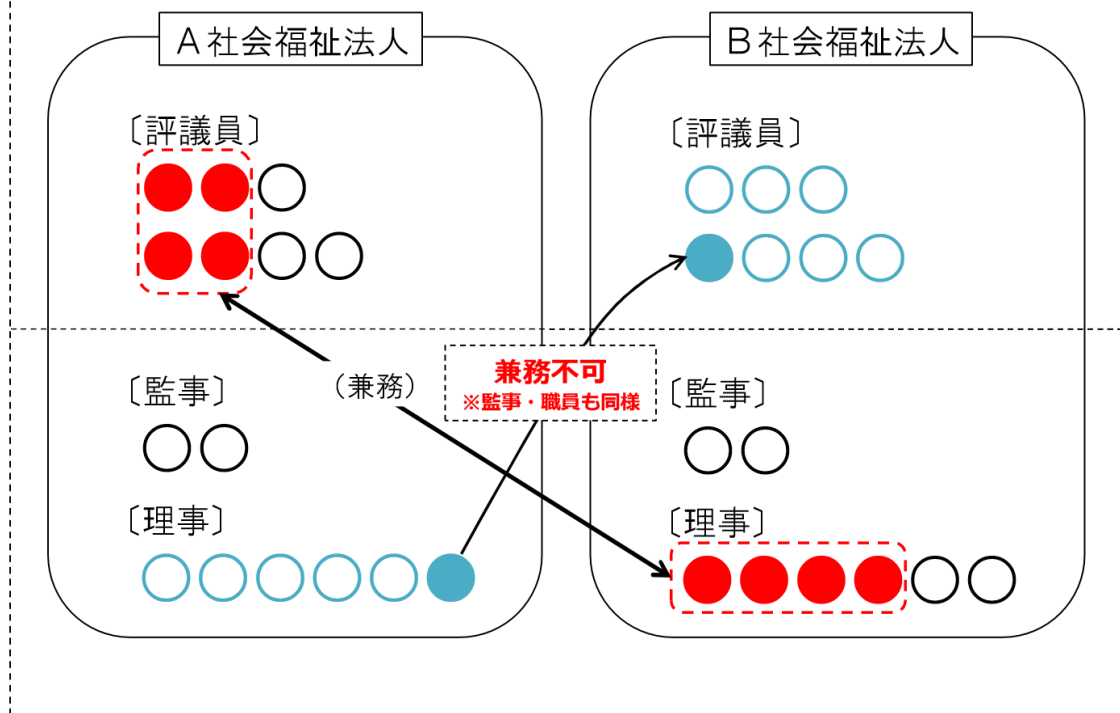
○ 社会福祉法人における親族等の特殊の関係にある者（厚生労働省資料抜粋）



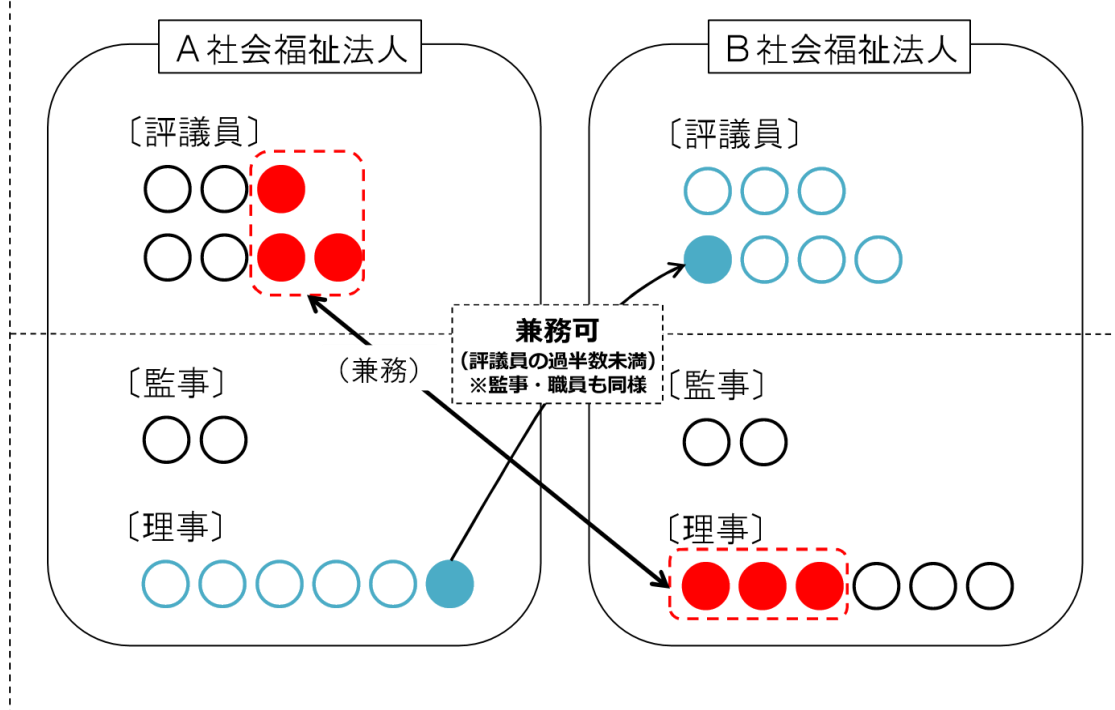
○ 評議員における特殊関係者（厚生労働省資料抜粋）



(図 2)



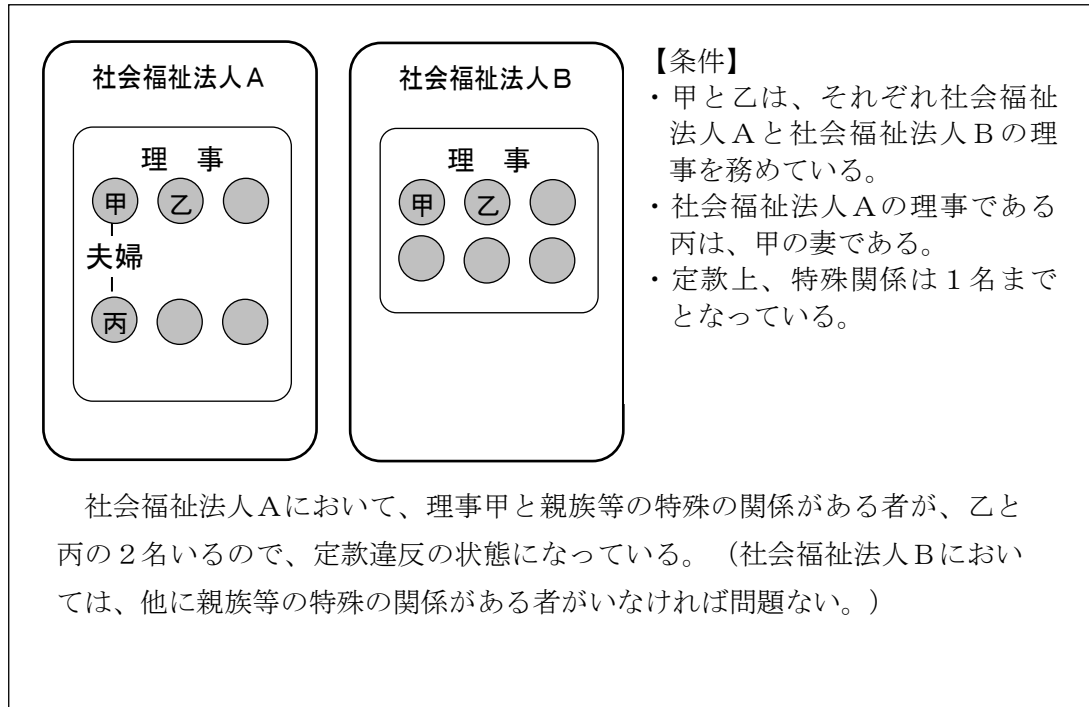
(参考)



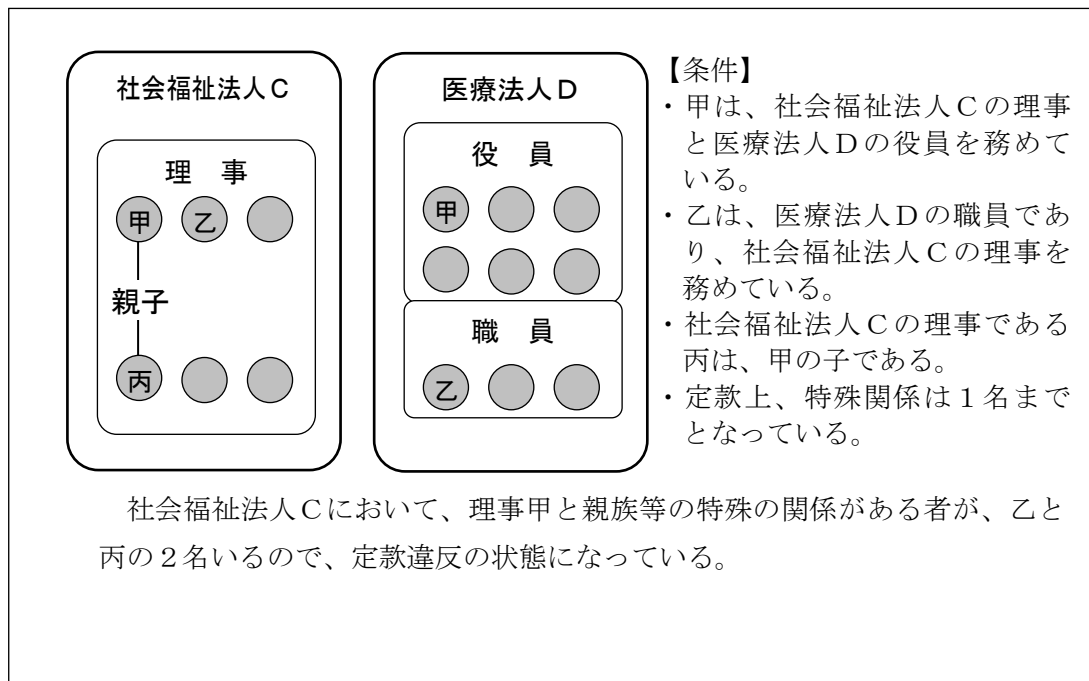
○ 誤りのある事例

二つの法人の間でお互いに役員に就いているような場合で、他に親族関係にある者がいたことで、定款に定める人数の上限を超えてしまう例などが見受けられます。

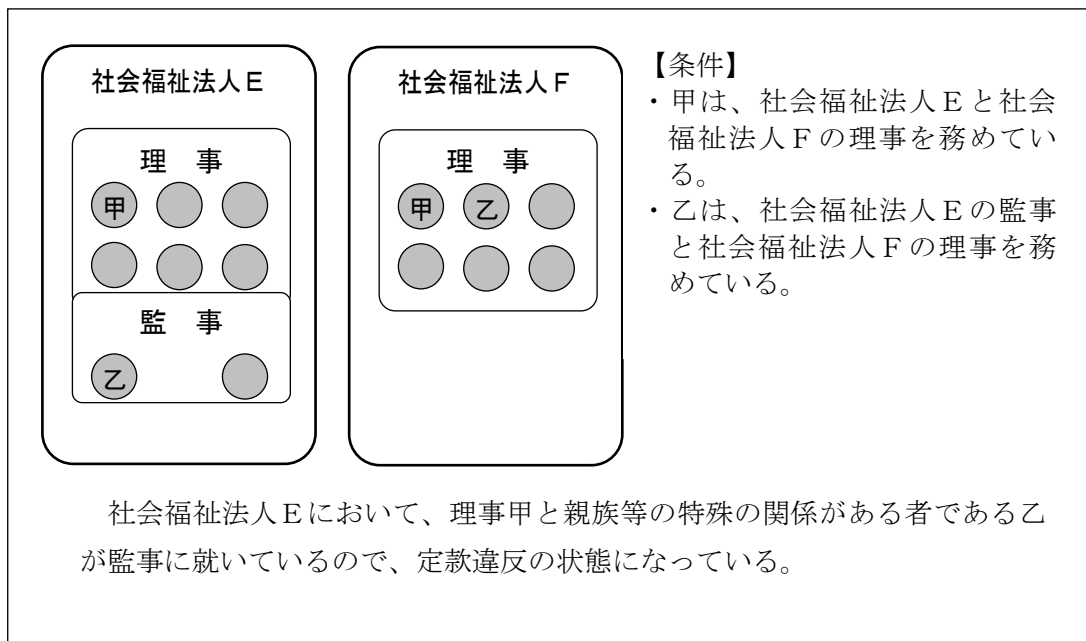
<事例 1>



<事例 2>



<事例 3>



IV 社会福祉法人の資産

法第25条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うにあたり必要な資産を備えなければならないとされています。その要件については以下のとおりです。

(1) 社会福祉施設を経営する法人を設立する場合

社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている必要があります。

なお、大和市は都市部であるため、土地に限り民間から貸与を受けることも可能ですが、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、不動産登記をする必要があります。

このほか、経営しようとする社会福祉事業の種類によっては、要件の緩和が認められる場合があります。

(2) 社会福祉施設を経営しない法人を設立する場合

社会福祉施設を経営しない法人（＝障害福祉サービスのうち通所系サービスを除いた第二種社会福祉事業のみを経営）の場合は、事業継続に必要な財政基盤を有している必要があるため、原則として1億円以上の資産が必要です。

ただし、個別の通知で資産要件の緩和が認められる事業もあります。

(3) 運転資金

必要な資産として、その他財産（後述）に、年間事業見込額の12分の1以上に相当する現金、普通預金等を有している必要があります。

(4) 財産の種類

社会福祉法人の資産は、次の4種類の財産区分に分けて管理します。

(i) 基本財産、(ii) 公益事業用財産と収益事業用財産、(iii) その他財産

(i) 基本財産

基本財産は、法人存続の基礎となることから、定款に記載する必要があります。

また、これを処分し又は担保に提供する場合には、所轄庁である大和市の許可が必要です。

基本財産とするべきものとして、次の財産が挙げられます。

①社会福祉施設を経営する法人の場合

- ・社会福祉施設の用に供するすべての不動産
- ・社会福祉施設の用に供するすべての不動産が、国や地方公共団体からの貸与や使用許可による場合は、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金等）

②社会福祉施設を経営しない法人の場合

- ・原則として、1億円以上の資産

なお、資産の管理運用については、安全・確実な方法（元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずるもの）で行う必要があります。

また、次の財産や資産による管理運用は、原則として適当ではありません。

- ・価値の変動が著しい財産（株式、株式信託投資、金、外貨建債権等）
- ・減価する財産（建築物、建造物等の減価償却資産）
- ・客観的な評価が困難な財産（美術品、骨とう品等）
- ・回収が困難になる恐れのある資産（融資）

(ii) 公益事業用財産と収益事業用財産

公益事業又は収益事業を実施する場合、基本財産を使って行うことは認められないため、それぞれ公益事業財産又は収益事業財産を確保しなければなりません。

ただし、規模の小さい公益事業で、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れがない場合は除きます。

(iii) その他財産

基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産以外の財産をいいます。

(5) 財産の管理

基本財産については、処分等を行う場合は大和市の認可が必要ですが、基本財産以外の財産の管理運用に当たっても、安全・確実な方法で行う必要があります。

例えば、価値の変動が激しい財産客観的な評価が困難な財産等で価値が不安定な財産又は過大な負担付債務が相当部分を占めている財産は適当ではありません。

なお、基本財産以外の財産については、株式投資や株式を含む投資信託による管理も認められていますが、子会社の保有目的での株式保有は認められないほか、株式の取得は原則として公開市場での購入に限られます。

(6) 資金計画

設立認可の際には、資金計画を審査しますが、寄附金については次の事項について確認を行います。

- ・ 書面による贈与契約であること（有効な贈与契約書が存在していること。）。
- ・ 寄附金の所得、営業、資産状況から寄附が確実になされることが証明できるもの。
- ・ 個人の寄附については、その個人の年間寄附額が多額になることによって、その個人の生活が維持できなくなる恐れがないこと。
- ・ 設立予定法人の借入金の償還に係る財源として寄附金が予定される場合は、法人が借入金を完済する時まで継続的に寄附できる年齢であること、又は寄附を継続する後継者がいること。

(注) 設立時の寄附については、税制上の優遇措置がありますが、県共同募金会の審査を受け、受配者指定寄附金として認められた場合のみ、寄附控除の対処となりますので、事前に適用の可否を寄付者の所在地を管轄する税務署に相談してください。

- ・ 設立時に、役員就任予定者から、不動産の財産の寄附や購入、賃貸借を行う場合は、利益相反取引に該当することから、次の手続きが必要です。
 - 設立後の理事会で、取引の重要な事実（内容、相手、金額、法人との関係）を開示し、承認を得ること。
 - 理事会の当該議題の決議に際して、取引に関係する役員は会場から退場すること（取引に関する役員には特別な利害関係があることから、適正な審議を行うため。）。

V 法人の所轄庁

ア 厚生労働省

以下の①から④にあてはまる事業を行う場合は、厚生労働省が所轄庁となります。

① 全国を単位として行う事業

- ② 地域を限定しないで行う事業
- ③ 法令の規定に基づき指定を受けて行う事業
- ④ ①から③までに類する事業

イ 地方厚生(支)局

都道府県をまたいで事業を行う場合は、各地方厚生(支)局が所轄庁となります。

(例) 相模原市と町田市で事業を行う場合：関東信越厚生局

ウ 指定都市・中核市・一般市

都道府県内の指定都市、中核市又は一般市内のみで事業を行う場合は、各指定都市、中核市又は一般市が所轄庁となります。

エ 都道府県

上記ア、イ及びウ以外の場合は、各都道府県が所轄庁となります。

(例)

- ・ 県内に主たる事務所の所在地があり、県内の市町村の区域を越えて事業を行う法人（都道府県をまたがって事業を行う場合は国の所管となります。）
- ・ 町村に主たる事務所の所在地があり、その行う事業が県の区域を越えない法人